

■法人事業税（県税）

この税は、県内に事務所（事業所）を持って、事業を行っている法人などに課税されるものです。法人はその事業活動を行う上で、道路などの公共施設を利用するなど各種の行政サービスを受けています。その行政サービスに必要な経費の一部をその所得等に応じて負担してもらうものです。法人事業税の7.7%は市町村に交付されます。



県内に事務所（事業所）を持って事業を行っている法人（人格のない社団又は財団を含む公益法人等については収益事業を行っているもの）



税額 = 各事業毎に定められた区分に対する課税標準額 × 税率

（1）次ページ（2）～（4）以外の事業

区 分		平成26年9月30日以前に開始する事業年度	平成26年10月1日以後に開始する事業年度	平成27年4月1日以後に開始する事業年度	平成28年4月1日以後に開始する事業年度	令和元年10月1日以後に開始する事業年度	令和4年4月1日以後に開始する事業年度	
外形標準課税対象法人 （※1）	付加価値割	0.48%		0.72%	1.2%			
	資本割	0.2%		0.3%	0.5%			
	所得割	年400万円以下の所得	1.5%	2.2%	1.6%	0.3%	0.4%	1.0%
		年400万円超 年800万円以下の所得	2.2%	3.2%	2.3%	0.5%	0.7%	
		年800万円超の所得	2.9%	4.3%	3.1%	0.7%	1.0%	
3以上の都道府県に事業所を有し、かつ、資本金の額又は出資金の額が1千万円以上の法人の所得	2.9%	4.3%	3.1%	0.7%	1.0%			
特別法人 （※2）	所得割	年400万円以下の所得	2.7%	3.4%		3.5%		
		年400万円超の所得	3.6%	4.6%		4.9%		
		3以上の都道府県に事業所を有し、かつ、資本金の額又は出資金の額が1千万円以上の法人の所得	3.6%	4.6%		4.9%		
上記以外の法人	所得割	年400万円以下の所得	2.7%	3.4%		3.5%		
		年400万円超 年800万円以下の所得	4.0%	5.1%		5.3%		
		年800万円超の所得	5.3%	6.7%		7.0%		
		3以上の都道府県に事業所を有し、かつ、資本金の額又は出資金の額が1千万円以上の法人の所得	5.3%	6.7%		7.0%		

※1) 資本金の額（又は出資金の額）が1億円を超える普通法人（特定目的会社、投資法人、一般社団・一般財団法人は除く）

※2) 法人税法別表三に掲げる協同組合等（農業協同組合、信用金庫等）及び医療法人

(2) 電気供給業（(3)に記載の事業を除く）、ガス供給業のうち一般ガス導管事業及び特定ガス導管事業、保険業、貿易保険業

区 分	平成26年9月30日以前に開始する事業年度	平成26年10月1日以後に開始する事業年度	令和元年10月1日以後に開始する事業年度
収入割	0.7%	0.9%	1.0%

(3) 電気供給業のうち小売電気事業、発電事業、特定卸供給業

区 分		平成26年9月30日以前に開始する事業年度	平成26年10月1日以後に開始する事業年度	令和元年10月1日以後に開始する事業年度	令和2年4月1日以後に開始する事業年度
外形標準課税対象法人	収入割	0.7%	0.9%	1.0%	0.75%
	付加価値割				0.37%
	資本割				0.15%
上記以外の法人	収入割	0.7%	0.9%	1.0%	0.75%
	所得割				1.85%

(4) ガス供給業のうち特定ガス供給業

区 分	令和4年4月1日以後に開始する事業年度
収入割	0.48%
付加価値割	0.77%
資本割	0.32%

<外形標準課税について>

○付加価値割の仕組み

$$\text{付加価値額} = \text{収益配分額 (報酬給与額 + 純支払利子 + 純支払賃借料)} + \text{単年度損益}$$

○資本割の仕組み

$$\text{資本金等の額} = \text{原則として、法人税法第2条第16号に規定する資本金等の額}$$

※無償増資、無償減資等を行い地方税法第72条の21の規定に該当する場合は無償増減資等の額を加減算します。
 ※平成27年4月1日以後に開始する事業年度については、上記の法人税法に規定する資本金等の額と、「資本金の額及び資本準備金の額の合計額又は出資金の額」のいずれか高い方の額になります。



定められた期日までに、申告書を提出、あわせてその税額を納付することになって
います。申告の種類により、納める税額や申告の期限は次のように分類されます。

申告の種類		納める税額	申告と納税の期限
1. 中間申告 法人税の中間申告義務のある普通法人 (医療法人を除く) 及び自主決定法人	(1) 予定申告	前事業年度の税額 × $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$	事業年度開始の日 以後6月経過した日 から2月以内
	(2) 仮決算に基づく中間申告	・ 所得割、付加価値割、資本割、収入割の額	
2. 確定申告		・ 所得割、付加価値割、資本割、収入割の額 － 中間納付額	原則、事業年度終了の 日から2月以内
3. 修正申告	申告した税額に不足額があったとき	・ 所得割、付加価値割、資本割、収入割の額 － 既納付額	すみやかに

※申告や納税などは、特別法人事業税又は地方法人特別税（国税）と併せて行います。

※令和4年4月1日以降開始事業年度より、連結納税制度を見直しグループ通算制度が適用されます。申告には個別の規定が適用されます。

※2以上の都道府県に事務所・事業所がある法人は、以下に記載する分割基準により関係都道府県ごとにあん分計算した税額を申告し、納めることになっています。

◎ 分割基準

事業種別	平成17年4月1日以後に開始する事業年度	平成29年3月31日以後に終了する事業年度
非製造業	課税標準の1/2：事業所等の数 課税標準の1/2：従業者の数	
製造業	従業者数 (資本金の額又は出資金の額が1億円以上の法人：工場の従業者数を1.5倍)	
鉄道業 軌道事業	軌道延長キロメートル数	
電気供給業	発電事業 特定卸供給業	課税標準の3/4：事業所等の固定資産で発電所の用に供するものの価額 課税標準の1/4：事業所等の固定資産の価額
	送配電事業	課税標準の3/4：事業所等の固定資産で発電所の用に供するものの価額 課税標準の1/4：事業所等の固定資産の価額
	小売電気事業	課税標準の1/2：事業所等の数 課税標準の1/2：従業者の数
ガス供給業 倉庫業	事業所等の固定資産の価額	

◎特別法人事業税・地方法人特別税（国税）

※令和元年10月1日以後に開始する事業年度より、地方法人特別税が廃止され、特別法人事業税が課税されることになりました。



法人事業税のうち所得割又は収入割を納める法人。



(1) 特別法人事業税（R1.10.1以後に開始する事業年度）

区分	税率		
	R1.10.1～R2.3.31に開始する事業年度	R2.4.1以後に開始する事業年度	R4.4.1以後に開始する事業年度
外形標準課税対象法人の基準法人所得割額	260.0%		
外形標準課税対象外で普通法人の基準法人所得割額	37.0%		
外形標準課税対象外で特別法人の基準法人所得割額	34.5%		
下記の法人以外の収入金課税法人の基準法人収入割額	30.0%		
電気供給業のうち、発電・小売電気事業を営む法人の基準法人収入割額	30.0%	40.0%	
ガス供給業のうち、特定ガス供給業を営む法人の基準法人収入割額			62.5%

(2) 地方法人特別税（R1.9.30までに開始する事業年度）

区分	税率			
	H20.10.1～H26.9.30に開始する事業年度	H26.10.1～H27.3.31に開始する事業年度	H27.4.1～H28.3.31に開始する事業年度	H28.4.1～R1.9.30に開始する事業年度
外形標準課税対象法人の基準法人所得割額	148.0%	67.4%	93.5%	414.2%
外形標準課税対象外で普通法人の基準法人所得割額	81.0%		43.2%	
外形標準課税対象外で特別法人の基準法人所得割額				
収入金課税法人の基準法人収入割額	81.0%	43.2%		

仕事と税金

■事業所税（市町村税）

この税は、人口・企業が集中する指定都市等において、都市環境の整備・改善のための事業に充てる目的税です。奈良県内では奈良市が課税団体になります。



一定規模以上の事業所等を設けて事業を行う人



区分	税率	免税点
資産割	事業所用家屋の床面積 1㎡につき600円	事業所用家屋の床面積の合計が1,000㎡以下
従業員割	従業者への支払給与総額の0.25%	従業者の総数が100人以下



個人・・・その年の翌年3月15日までに申告し、納めます。

法人・・・事業年度終了の日から2ヶ月以内に申告し、納めます。